

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市認知症施策推進計画の実施を踏まえ、より一層の認知症施策の推進を図るため、青梅市介護保険運営委員会の委員の構成を改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の策定および変更に関すること。
- (2) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の円滑な実施に関すること。

第11条第3項中「13人」を「14人」に改め、同項第1号および第2号中「4人」の次に「以内」を加え、同項第3号中「5人」を「2人」に改め、同号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 保健・医療関係者 4人以内

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。